

心身に障害のある人を支えます

福祉サービス



市では心身に障害のある人の生活を支え、
喜びや生きがいを持つて暮らしていけるよう、
さまざまな福祉サービスを提供しています。

各サービスには利用者負担や所得の制限がありますので、

気軽に相談してください。

在宅で受けるサービス

● 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。

● 訪問入浴サービス

重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。

● 移動支援事業

買い物などで外出するとき、移動の手伝いをします。

施設で受けるサービス

● 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な指導や、集団生就学している児童に生活能力

● 助成サービス

○ 医療費の助成

心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成します。

月額／51,450円(1級)、

在宅の障害児を養育している人に支給します。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

62-53351

● 難病療養者医療費助成
指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者、特定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

● 指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者月額／14,000円まで(入院)、2,000円まで(通院)
(重症認定者)

月額／2,000円

● 福祉タクシー利用券の交付
福祉タクシーを利用する際、

費用を助成する利用券を交付します。交付できる枚数には、1か月当たりの上限があります。

● 補装具費の支給

一時的に介護できなくなつたときに、施設で短期間、入浴や食事などの介護をします。

● グループホーム

障害者の自立を促すため、共

生活保障

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅障害などがあつて雇用されることが難しい人に、通所により必要な訓練を行います。

月額／26,810円

※事前に申請が必要。

給付サービス

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者(児)にストマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具を給付します。

※事前に申請が必要。

● 障害児福祉手当
常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。

月額／14,580円

● ねたきり身体障害者と重度知的障害者介護手当
重度知的障害者を介護している人に支給します。

月額／8,650円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者扶養年金にて、県の心身障害者扶養年金を加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に、万一件ことがあつた場合、残された心身障害者に対し終身一定の年金を給付します。

月額／8,650円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者扶養年金にて、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に、万一件ことがあつた場合、残された心身障害者に対し終身一定の年金を給付します。